

平成28年 3 月 18 日

幕別町議会議長 芳滝 仁 様

議会運営委員会委員長 中橋 友子

議会運営委員会報告書

平成27年11月30日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1 委員会開催日

平成27年11月30日、12月11日、12月18日、平成28年2月23日（4日間）

2 審査事件

平成27年陳情第7号「新庁舎の幕別町議会議場において国旗・町旗並びにアイヌ文様壁掛けの掲揚を求める陳情書」

3 陳情の趣旨

来年、新庁舎が完成予定であり、2月には忠類村と合併して10年を迎えます。現庁舎の議場には、国旗、町旗が掲揚されていませんが、旧忠類村の議場には国旗と村旗が掲揚されていました。また、平成11年には、「国旗及び国歌に関する法律（国旗国歌法）」が制定・施行され、これまで慣習として定着してきた日章旗、いわゆる「日の丸」は、改めて国旗であると法律で定められました。

自国の国旗に敬意と誇りを持つことは世界の常識であり、国民として当然の義務であります。今後ますます国際化する社会や世界の中で、自国に誇りを持ち、自国とともに他国やその象徴である国旗を尊重する国際感覚を養っていくことは、極めて重要なことでもあります。

また、幕別町の歴史を振り返り、アイヌ民族の文化を尊重し、それを未来につないでいくことが、これからの町づくりに極めて大切であると考えます。

今や、先住民族を大事にし尊重することは、世界の流れであります。かつて、本町白人アイヌ出身の吉田菊太郎氏は4期にわた

り町議会議員を務め、アイヌ文化保存に心血を注ぎ、私費で蝦夷文化考古館を建設したことは、まさに本町の誇りであると思えます。

国歌の根幹をなす国旗や民族を心から誇りに思い、アイヌ文化を尊重する町議会であっていただきたいと考えます。

以上のことから、新庁舎の議場において国家、国民の象徴である「国旗」、そして、幕別町、町民の象徴である「町旗」並びにアイヌ文様の壁掛けを掲揚していただきたく陳情します。

4 審査の経過

審査にあたっては、陳情の趣旨及び議場としてのあり方について論議がなされ、起立採決により結論をみた。

5 審査の結果

「不採択」とすべきものと決した。